

小口現金取扱細則

(小口現金の趣旨)

第1条 本会議所事務局に、日常現金払いを要する経費支払資金として小口現金を置く。

(小口現金からの支払)

第2条 小口現金からの支払は、郵券、印紙、緊急を要する消耗品の購入、町会費、簡易な修繕費等の日常経費に充当するものとし、原則として、事業用資材、家賃・賃借料、什器備品等、継続的多額な支払に充当してはならない。

(小口現金の補充)

第3条 小口現金の手持残高が僅少となったときは、30万円を上限として預金払戻請求書を作成し、財務委員長に銀行印の捺印を申請し、資金の引出しをする。

(改廃)

第4条 本細則の改廃は理事会の決議による。

附則

本規程は平成25年9月1日より施行する。